

消費者

「お宅の屋根が傷んでいます」

「見積もりだけのはずが高額契約に」



Aさんの自宅に業者が訪ねてきて、「あなたの家の屋根が傷んでおり、このままでは雨漏りしてしまう。私たちのところで見積もりだけでもさせていただきます。」と言いました。業者は持ってきたはしごで屋根に上り、写真を撮ってAさんに見せました。写真には、瓦が割れ、ひびが入っている様子が写っていました。Aさんは驚いて、雨漏りしては大変だと思い、39万円で屋根の修繕を契約しました。

しかし、契約では1カ月ほどで終わるはずだった工事が、2カ月経ってもまだ着工すらしていません。工事代金が相場より高いことも分かり、解約したいと思ったAさんは消費者センターに相談しました。

消費者センターが業者と交渉したところ、契約の取り消しに応じてもらうことができました。

* * *

このように、「早く工事しないと大変なことになる」と不安をあおって契約させたり、詳しい説明をしながら工事をして高額な料金を請求したりする事例があります。特に、地震や台風などの自然災害が起きた後は、それに便乗して屋根の修繕や基礎の補強などを勧められるケースがあるので注意が必要です。住宅に損傷があると契約を急がされても、その場で契約せず、工事の内容、工期をよく確認し、複数の業者から見積もりを取ってから決めるようにしましょう。

* * *

訪問販売での契約は、8日以内であればクーリング・オフができます。契約の内訳が不明であるなど、書面に不備があるときは、8日を過ぎても契約を解除できる場合がありますので早めに消費者センターにご相談ください。

■ご相談は消費者センター（メルカツキまち4階、相談専用 ☎029-1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。